

第6章 自然育成

第1節 適用

1. 本章は、自然育成施設工、自然育成植栽工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は、第1章一般施工 第8節「構造物撤去工」の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第1章一般施工 第9節「仮設工」の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（1 共通編、3 公園緑化土木工事編）の各規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

第3節 自然育成施設工

公－1－6－3－1 一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として自然水路工、しがらみ工、自然育成型護岸工、沈床工、捨石工、かご工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、自然環境の創出・復元を行うことにより、豊かな環境を形成し、自然とふれあえる場をつくり、環境への負荷を軽減するという自然育成工の目的を理解したうえで設計意図を踏まえて施工しなければならない。
3. 受注者は、動植物の育成・生育空間を創出・復元するための趣旨及び設計意図を景観に配慮し、安全性を確保する総合空間管理の趣旨を踏まえて施工しなければならない。
4. 受注者は、施工機械について現場の環境をできるだけ乱さない大きさ・タイプで周辺の生物に影響を及ぼす振動や騒音を最小限に抑える施工機械を選定し、使用しなければならない。
5. 受注者は、工事用道路について現況の植生などの保全を考慮した必要最小限の道路幅やルート、構造としなければならない。
6. 受注者は、工事後の覆土については、植生の定着を促すため、原則として現場の仮置き表土及び良質土を用いなければならない。
7. 受注者は、工種間の取り合い、収まり、及び他工事との取り合いなどについて監督職員と協議のうえ、必要に応じ施工図を作成しなければならない。

公－1－6－3－2 材料

自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。

公－１－６－３－３ 自然水路工

1. 受注者は、たたき粘土の粘性土は、きょう雑物を含まず植物の植付けに適する土を使用しなければならない。
2. 受注者は、粘性土の施工については、流出しないように突き固めて安定させなければならない。
① なお、突き固める方法及び度合いは設計図書によるものとする。
3. 遮水・止水シートに使用する材料は設計図書によるものとする。
4. 受注者は、遮水・止水シートの施工については、重ね代を丁寧に施工し、水際には水位とシートの施工範囲に留意するとともに、施工後、通水しその結果を監督職員に報告しなければならない。
5. 水路に敷設する砂・礫は汚れの付着がなく、きょう雑物を含まないものを使用するものとする。

公－１－６－３－４ しがらみ工

1. しがらみ工に丸太を使用する場合の仕様は設計図書によるものとし、腐れ、割れ、曲がりなどが無い材料でなければならない。
2. 受注者は、竹を用いる場合は、粘り強く、腐れ、虫食いなどのないものを使用しなければならない。
3. 粗朶（そだ）を用いる場合の材料は、針葉樹を除くねばり強い性質の材料を使用するものとする。

公－１－６－３－５ 自然育成型護岸工

1. 受注者は、自然育成型護岸工については、生物の生育環境となることと、周辺の景観を損なわないよう十分認識して施工を行わなければならない。
2. じゃかご・ふとんかご・かごマットの中詰めに使用する栗石は汚れの付着がなく、きょう雑物を含まないものでなければならない。
3. 受注者は、石積み・石張りの目地は可能な限り深目地仕上げとし、また、モルタル目地の場合はモルタルが表面に目立たないように施工し、植物の定着と見栄えに留意するものとする。
受注者は、設計図書に記載がない場合の石積み・石張りの石材及び工法は、公－１－２－６－８石積工及び公－１－４－７－３石組工の規定によるものとする。
4. 受注者は、護岸の一部として打ち込む木杭の施工については下記の事項によらなければならない。
 - (1) 木杭については、原則として樹皮をはいだ生松丸太とし、有害な腐れ、割れ、曲がりなどのないものとする。
 - (2) 木杭の先端は角すい形に削り、角すい形の高さは径の１．５倍程度とする。
 - (3) 木杭は継手のない１本ものとする。

- (4) 寸法の表示については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については、設計図書に記載のある場合を除き末口寸法とするものとする。
- (5) 木材についての品質規格については、**設計図書**によるものとし、設計図書または監督職員の**指示**する書類を、工事に使用する前に**提出**しなければならない。
- (6) 受注者は、杭頭について打込みの際に破損しないよう、かな輪・キャップなどで保護し施工しなければならない。

公－１－６－３－６ 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工にあたっては、公－１－１－３－３公園土工の規定によるものとする。

公－１－６－３－７ 沈床工

- １．受注者は、乱杭の施工については、丸太を連続して打込み、池や河川の根固めを行う作業で、施工については下記の事項によらなければならない。
 - (1) 丸太については、原則として樹皮をはいだ生松丸太とし、有害な腐れ、割れ、曲がりなどのないものとする。
 - (2) 丸太の先端は角すい形に削り、角すい形の高さは径の1.5倍程度とする。
 - (3) 丸太は継手のない１本ものとする。
 - (4) 寸法の表示については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については、設計図書に記載のある場合を除き末口寸法とする。
 - (5) 木材についての品質規格については、**設計図書**によるものとし、設計図書または監督職員により**指示**する書類を、工事に使用する前に**提出**しなければならない。
 - (6) 受注者は、土留めの土が丸太間から流失しないように丸太が重なるように施工をするものとし、土留め側に水生植物を植栽する場合は水位に留意して杭頭の高さを調整しなければならない。
 - (7) 受注者は、杭頭について打込みの際に破損しないよう、かな輪・キャップなどで保護し施工しなければならない。

公－１－６－３－８ 捨石工

- １．受注者は、捨石に使用する石材は汚れの付着がないものを使用し、施工箇所の水質汚濁防止に努めなければならない。
- ２．受注者は、捨石の施工については、極度の凹凸や粗密が発生しないように、また、大小の石のかみ合わせよく、均し面にゆるみがないように施工しなければならない。

公－１－６－３－９ かご工

- １．受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
- ２．受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内

の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。

3. 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。
4. 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。
5. 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。
6. 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
7. 受注者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。

第4節 自然育成植栽工

公－1－6－4－1 一般事項

1. 本節は、自然育成植栽工として、湿地移設工、水生植物植栽工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
3. 受注者は、表土を移設する前に、対象地の土壤に生息する土壤生物や植物などの調査を行い、保全を含めた施工方法について、監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、表土の掘り取り、表土の敷き均しにあたっては、生息する生物や植物などを傷めないように配慮しなければならない。
5. 受注者は、すき取りにあたって重機を使用する場合は、接地圧の低いタイプを使用しなければならない。
6. 受注者は、敷き均しについては、使用する重機等により締固めすぎないように施工しなければならない。
7. 受注者は、施工に際し、施工区域周辺や進入路等について、施工機械や人の通行による踏圧が、できるだけ少なくなるよう努めなければならない。

公－1－6－4－2 材料

自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。

公－1－6－4－3 湿地移設工

1. 受注者は、採土については、湿地を攪乱しないように丁寧にすき取らなければならない。

また、将来景観を壊すようなヨシ（アシ）等の根茎は、採土前及び採土中に十分撤去するものとする。

2. 受注者は、採土に合わせて、生物などを採取・捕獲した場合には、監督職員と協議のうえ、その保護に努めなければならない。
3. 受注者は、運搬にあたりトラック等に積み込む場合について、湿地に生息する生物などに配慮して、乾燥に十分注意し、必要に応じて乾燥防止のシートなどの対策を講じなければならない。
4. 受注者は、移設に際して、運搬車両などから荷下ろしする場合について、撥ね投げることのないようにシュートや合板などを用いて滑らせるなど、平らに落とし、スコップ等で敷均すものとする。
5. 受注者は、湿地状況を確保するための養生方法は設計図書によるものとするが、移設土壌の乾燥や生物生息地への直射日光や風などの影響が懸念される場合には、防護仮設について、監督職員と協議しなければならない。

公－１－６－４－４ 水生植物植栽工

1. 受注者は、アサザ、ガマなどの水生植物の植栽について、水流の影響を受ける場合は、植物が定着するまで根元の洗掘を防ぐ保護を施さなければならない。
2. 受注者は、苗が乾燥しないようにし、土が湿潤な状態で植付け、植付け後も湿潤な状態が保てるように十分な養生を行わなければならない。
3. 受注者は、水中に植える場合について、植付け直後の浮き上がりを防ぐため、土が十分にしまっていることを確認してから作業を行わなければならない。
4. 受注者は、地被類の植栽については、公－１－３－３－６ 地被類植栽工の規定によらなければならない。